

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二百二十九条の十第二項に基づきエレベーターの制動装置の構造を次のように定める。

平成 年 月 日

エレベーターの制動装置の構造方法を定める件

第一 建築基準法施行令（以下「令」といふ。）第二百二十九条の十第二項に定めるエレベーターの制動装置の構造は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ次の各号に定める構造とする。

- 一 かつを主索でつり、その主索を綱車又は巻胴で動かすエレベーターで、昇降路をかつが停止する最上階にこれが停止したときのかつのわくの上端から昇降路の頂部にある床又ははりの下端までの垂直距離（以下「頂部すき間」といふ。）及びかつが停止する最下階の床面から昇降路の底部の床面までの垂直距離（以下「ピットの深さ」といふ。）を、かつの定格速度に応じて、次のイ又はロの基準に適合するものとしたもの（第二号に掲げるものを除く。） 第二に定める構造

イ 頂部すき間及びピットの深さが次の表に定める数値以上であること。

定格速度	頂部すき間(単位 メートル)	ピットの深さ(単位 メートル)
四十五メートル以下の場合	一・二	一・二
四十五メートルを超え、六十メートル以下の場合	一・四	一・五
六十メートルを超え、九十メートル以下の場合	一・六	一・八
九十メートルを超え、百二十メートル以下の場合	一・八	二・一
百二十メートルを超え、百五十メートル以下の場合	二・〇	二・四
百五十メートルを超え、百八十メートル以下の場合	二・三	二・七
百八十メートルを超え、二百メートル以下の場合	二・七	三・二
二百メートルを超え、二百四十メートル以下の場合	三・三	三・八

合		
二百四十メートルを超える場合	四・〇	四・〇

ロ 頂部すき間を、次の式で算定した数値以上とし、ピット深さを緩衝器の高さ以上の深さとすること。

$$O = S + R + \frac{V^2}{1,412} +$$

この式において、O、S、R、V及び の値は、それぞれ次の数値とする。

O 頂部すき間（単位 メートル）

S つりあいおもり側の緩衝器のストローク（単位 メートル）

R かごが最上階に停止した場合におけるつりあいおもりとつりあいおもり側の緩衝器のすき間の垂直距離（単位 メートル）

V 定格速度（単位 毎分メートル）

かご上で運転をしない場合及びかご上で運転をする場合に頂部安全距離1.1メートル以上を確保しそれ以上のかごの上昇を自動的に停止するリミットスイッチを設けた場合においては、0.025、それ以外の場合においては1.1（単位 メートル）

一 かごを主索でつり、その主索を綱車又は巻胴で動かすエレベーターで次のイからニまでに該当するエレベーター 第三に定める構造

イ 昇降行程が五メートル以下であること。

ロ かごの定格速度が十五メートル以下であること。

ハ かごの床面積が一・五平方メートル以下であること。

ニ 頂部すき間を及びピット深さが第一号のイ又はロのいずれかの基準に適合するものであること。

三 かごを油圧により直接動かすエレベーター（以下、「直接式油圧エレベーター」といふ。）で昇降路の頂部すき間が、フランジヤの余裕ストロークによるかごの昇行距離に二・五センチメートルを加えた数値以上であるもの 第四に定める構造

四 かごを主索又は鎖でつり、その主索又は鎖を油圧で動かすエレベーター（以下、「間

接式油圧エレベーター」といづ。) で昇降路の構造が次に掲げる構造であるもの 第五に定める構造

イ 頂部すき間が、フランジヤの余裕ストロークによるかこの走行距離(単位 センチメートル)に二・五センチメートルを加えた数値に、次の式によって計算された数値を加えた数値以上であること。

$$H = \frac{V^2}{706}$$

この式において、H及びVは、それぞれ次の数値を表わすものとする。

H 重力加速によるかこの走行距離(単位 センチメートル)

V かこの定格速度(単位 毎分メートル)

ロ ビット深さが第一号に定める第一号(同号イの表中の「定格速度」にあつては「下降定格速度(積載荷重を作用させて下降する場合の毎分の最高速度をいう。以下同じ。)」)と読み替える。)のビット深さであること。

五 平成十二年建設省告示第 号に定める段差解消機 第六に定める構造

六 平成十二年建設省告示第 号に定める椅子式階段昇降機 第七に定める構造

第二 第二百二十九条の十第二項に基づき定めるエレベーターの制動装置の構造は、次に掲げる安全装置を設けた構造であるものとする。

- 一 昇降路の出入口に自動的に停止させる装置を設けた場合を除き、操縦機の操作をする者が操作をやめた場合において操縦機がかこを停止させる状態に自動的に復する装置
- 二 かこの速度が異常に増大した場合において毎分の速度が定格速度に相当する速度の1・三倍(かこの定格速度が四十五メートル以下のエレベーターにあつては、六十三メートル)を超えないうちに動力を自動的に切る装置
- 三 動力が切れたときに慣性による原動機の回転を自動的に制止する装置
- 四 次のイ又はロのいずれかの装置
- イ かこの降下する速度が八に掲げる装置が作動すべき速度を超えた場合(かこの定格速度が四十五メートル以下のエレベーターにあつては、かこの降下する速度が八に掲

ける装置が作動すべき速度に達し、又はこれを越えた場合)において毎分の速度が定格速度に相当する速度の1・四倍(かこの定格速度が四十五メートル以下のエレベーターにあつては、六十八メートル)を超えないうちに、かこの降下を自動的に制止する装置(かこの定格速度が四十五メートル以下のエレベーターにあつては、早き非停止装置又は次第きき非常止め装置に、かこの定格速度が四十五メートルを超えるエレベーターにあつては、次第きき非常止め装置に限る。ロにおいて同じ。)

ロ 定格速度が四十五メートル以下、昇降行程が十三メートル以下のエレベーターで主索が切れた場合においてかこの降下を自動的に制止する装置

五 かこ又はつり合おもりが昇降路の底部に衝突し、そのつになつた場合においてこれに衝突しないうちに、かこの昇降を自動的に制御し、及び制止する装置

六 次のイ又はロ(定格速度が六十メートル以上の場合にあつては、ロ)に掲げる緩衝器

イ はね緩衝器でストロークがかこの定格速度に応じ次の表の数値以上であるもの。

定格速度	ストローク(単位 センチメートル)
四十五メートル以下の場合	六・六
四十五メートルを超え、六十メートル以下の場合	一〇・〇

ロ 油圧式緩衝器でストロークがかこの定格速度に応じ次の式で求める数値以上であるもの。

$$L = \frac{V^2}{534}$$

この式において、L及びVは、それぞれ次の数値とする。

L ストローク(単位 センチメートル)

V 定格速度(単位 毎分メートル)

七 巻胴式エレベーターにあつては、主索が緩んだ場合において動力を自動的に切る装置

第三 第二百二十九条の十第二項に基づき定めるエレベーターの制動装置の構造は、前号第一号、第三号、第五号及び第七号に掲げる安全装置並びに主索が切れた場合においてかこの降下を自動的に制止する装置を設けた構造であるものとする。

第四 第二百二十九条の十第二項に基づき定める直接式油圧エレベーターの制動装置の構造

は、次に掲げる安全装置を設けた構造であるものとする。

- 一 この上昇時に油圧が異常に増大した場合において、作動圧力（ポンプからの吐出圧力をいう。以下同じ。）が常用圧力（積載荷重を作用させて定格速度で上昇中の作動圧力をいう。以下同じ。）の1・五倍を超えないようにする装置
- 二 動力が切れたとき油圧シヤッキ内の油の逆流によるこの降下を自動的に制止する装置
- 三 油温を摂氏五度以上摂氏六十度以下に保つための装置
- 四 フランジヤーのシリンダーからの離脱を防止するための装置
- 五 電動機の空転を防止するための装置
- 六 この上運転をする場合において、頂部安全距離1・1メートル以上を確保し、それ以上のこの上昇を自動的に制御するための装置
- 七 第二第六号に掲げる装置

第五 第二百二十九条の十第二項に基づき定める間接式油圧エレベーターの制動装置の構造

は、第二第四号及び第五号並びに第四の各号に掲げる安全装置及び次に掲げる装置を設けた構造であるものとする。

- 一 主索又は鎖に緩みを生じた場合において、動力を自動的に切る装置
- 二 主索又は鎖がのびた場合において、フランジヤーの行過ぎを防止する装置。ただし、フランジヤーの余裕ストロークにより安全上支障ないものにあつてはこの限りでない。

第六 第二百二十九条の十第二項に基づき定める段差解消機の制動装置の構造は、次に掲げる装置を設けた構造であるものとする。

- 一 動力が切れた場合又は主索若しくは鎖が切れた場合に自動的に停止する構造である場合を除き、この降下を自動的に制止する装置
- 二 この油圧により動かすエレベーターにあつては、第四第一号から第六号までに掲げる装置
- 三 この主索又は鎖でつり、その主索又は鎖を油圧で動かすエレベーターにあつては

第五第一号及び第四号に掲げる装置

四 かがしが昇降路の底部に衝突した場合においても、かがし内の人が安全であるように衝撃を緩和する緩衝材

第七 第二百二十九条の十第二項に基づき定める椅子型階段昇降機の制動装置の構造は、次に掲げる装置を設けた構造であるものとする。

- 一 操縦機の操作をする者が操作をやめた場合において操縦機がかがしを停止せしめる状態に自動的に復する装置
- 二 主索が緩んだ場合において動力を自動的に切る装置
- 三 動力が切れたときに慣性による原動機の回転を自動的に制止する装置
- 四 かがし又はつり合おもりが昇降路の底部に衝突しそつになつた場合においてこれに衝突しないつちにかがしの昇降を自動的に制御し、及び制止する装置